人命四

人命

1 謀殺

凡、謀て人を殺すもの、造意〈人を殺す意を立首倡するを云〉之者斬[一]〈即決〉、従〈人を殺すに企し与し、且為に殺す手立を謀るものを云〉にして加功〈殺すとき手を下すを云〉する者刎首[二]〈即決〉、加功無レ之もの[三]笞百徒三[四]年。

若傷るとも未死せざれば、造意之者刎首[五]、従にして加功之者[六]笞百徒三[七]年、加功せざれば笞一百。

若巧之筋既に行ふとも未傷けざれば笞百[八]徒三[九]年、従たる者各笞八十[一〇]。○造意之もの、其身不レ行といへども総て首を以論ず。従たる者行ざれば、行ふて手を下さゞるものに一等を減じて論判。○若因て〈殺す所之人の〉財物を奪取ものは強盗を以論ず。首従を分たず斬[一一]〈即決梟首〉。贓を分ざる者は仍謀殺条に因る〈強盗条を離れ、自ら謀殺造意、加功・不加功、各本法に従て論ず〉。

2 祖父母父母を謀殺す

凡、祖父母・父母及夫之祖父母・父母を殺さんと謀り、巧之筋既に行ふもの〈傷之有無并首従を分たず〉皆斬〈即決梟首〉、既に殺すもの[一]皆磔〈即決〉。若祖父母・父母、非理に巧を以子・孫を殺す者[二]笞八十徒二年。既に傷て死せず癈疾以上に至る者は、祖父母・父母非理に子・孫を殴条に就、創之軽重に随ひ二等を加ふ。若傷軽く癈疾に至らざれば笞五十、未傷けざれば笞[三]三十。山野に子・孫を捨るもの准レ之〈若殺心無く、人之取揚べくを謀り人家之前に捨るものは臨レ時〉。若子・孫之婦におゐて右之仕形有レ之ものは、各猶二等〈都合四等〉を加ふ。既に殺もの、故殺条に依て笞百[四]徒三[五]年。

▽人命 殺人罪に関する編目。

1〔謀殺〕 計画的な殺人の既遂・未遂の罪(故殺は人命9、過失殺は人命12参照)。→解説III1・2。

巧之筋 殺人成就のための策略。単なる計画(造意)でなく、具体的に手立を講ずること。予備。謀殺は、「造意」(陰謀)、「巧之筋を行ふ」(予備)、「加功」(実行行為)の三段階からなる。

行ふて手を下さゞるもの 殺人の具体的手立を講じたもの(「巧之筋既に行ふ」)、殺害の行為には着手しなかった者。本条第三段の冒頭「巧之筋既に行ふとも未傷」に相当し、「笞百徒三年」の一等減となる。

強盗 →賊盗10。

2〔祖父母父母を謀殺す〕 子・孫が父母・祖父母を殺したり、逆に、祖父母・父母が孫・子を殺したりしたなどの場合の罪。→解説IV4。

非理に巧を以子・孫を殺す 闘殴12末文の「理有て殺し、及教令違背するを、法によつて決罰して邂逅に死を致」と対をなす。

癈疾 →闘殴1。

祖父母・父母非理に子・孫を殴条 →闘殴12。

創傷。

故殺条 →人命9。

3〔親族を殺〕 →解説IV4。

凡闘傷罪 →闘殴1。

4〔主を殺并主奉公人を殺〕 →解説IV4。

5〔殺姦〕 本夫が姦夫・姦婦を殺したり、姦夫・姦婦が本夫を殺したりした場合の罪。

姦夫迄を殺さば 本夫が姦夫だけを殺して姦婦を殺害しなかった場合には。

姦犯条 →犯姦1。

謀殺条 →人命1。

凡人謀殺条 →人命1。

加功 →人命1。

3 親族を殺

凡、伯叔父姑・兄・姉・外祖父母・夫を殺さんと謀り、巧之筋既に行ふもの〈傷之有無并首従を分たず〉皆刎首〈即決〉、既に殺すものは皆斬[一]〈即決梟首〉。継父母を殺す者、罪亦如レ之。○若甥・姪・弟・妹・外孫を巧を以非理に殺すもの[二]笞百徒三年、妻は刎首。若傷て死せざるものは、凡闘傷罪によつて一等を減じ、創之軽重に随ひ論判す。未傷けざる者は笞[三]六十。

4 主を殺并主奉公人を殺

凡、主人を殺さんと謀り、巧之筋既に行ふもの〈傷の有無并首従を分たず〉皆斬[一]〈即決梟首〉、既に殺すもの皆[二]磔〈即決〉。若主人謀て家来を殺すもの笞八十徒[三]二年。農商家之奉公人巧を以主人を殺すもの斬[四]〈即決梟首〉。若傷ける共未死せざれば刎首〈即決〉、未傷けざれば笞百[五]徒三[六]年。○若奉公人を殺さんと謀り巧之筋既に行ふとも、未傷ざれば笞五十、既に傷る者は闘殴条によつて重に就て論判、既に殺す者は刎首。

5 殺姦

凡、妻妾、人と姦通し、本夫因て姦夫・姦婦を殺す者無レ論。若姦夫迄を殺さば、姦婦は姦犯条によつて罪を断ず。○若妻妾、姦によつて姦夫と謀て本夫を殺すもの、姦夫・姦婦併て斬〈即決〉、姦婦は梟首。若傷て未死せず及未傷けざる者は、〈姦夫・姦婦〉各謀殺条によつて論判〈姦婦は謀て夫を殺す之条に就、姦夫は凡人謀殺条に依、首従、加功・不加功を分、各其本法を尽すを云〉。○若姦夫自

縦容　ゆるす。
逼て　強要して。
縦容等之本罪　→犯姦3。
6〔一家三人及惨毒人を殺〕凶悪な殺人についての罪。
惨毒　むごたらしく傷つける。
残害　傷つけ殺す。
折割　折断する。
加功　→人命1。
謀殺本条　→人命1。
其本法に依て　1条〈謀殺条〉第三段第二文によるの意。
7〔妖術毒薬を用人を殺〕
謀殺　→人命1。
疾苦　苦痛。
和合　二つのものを合わせること。この場合は、薬を調合すること。
謀殺加功　→人命1。
商戸　商店。商人。
人命を成す　人命律に関する犯罪を惹起する。
8〔盗賊を殺〕
強盗人　強盗の犯人。
拘執に就已上　強盗の犯人が捕えられている場合には。

ら本夫を殺すは、姦婦其情を預り知らずと雖、姦夫と併て剉首〈本夫自ら妻妾おして縦容し及び逼て人と姦通せしめ殺さるゝ者、姦婦果して其情を知らざるものは縦容等之本罪に坐し、剉首之限にあらず〉。若本夫自ら姦婦を殺し及姦婦逼て自殺いたすもの、姦夫は剉首〈本夫・本婦〈乃姦婦ナリ〉之父母、姦夫・姦婦を殺は本夫之殺と同じ。其余親属、姦夫・姦婦を殺すは臨レ時論判。若姦夫姦によつて本夫之父母を殺すものは、姦婦其情を知らずといへども本夫を殺さるゝと罪同じ〉。

6　一家三人及惨毒人を殺

凡、一家三人〈二人死罪を犯すものあれば省レ之〉を殺し、及人を惨毒残害〈人之肢体を折割し、或は腹を破り腸を出し、火を用焼殺し、其他残忍梟悪を極、人を殺死する類を云〉するものは磔〈即決〉、従たり加功之者は斬〈即決〉、加功せざるものは謀殺本条によつて論判〈若本一家一人を殺さんと謀り行ふもの、時に臨三人を殺し、及び惨毒残害せば、其行ふものを以磔罪に処し、不レ行之人謀殺造意首たるに係らば乃其本法に依て斬即決〉。

7　妖術毒薬を用人を殺

凡、妖術・毒薬を用ひ人を殺すものは、各謀殺を以論。若唯人おして疾苦せしめ人を殺すの情無レ之者は、謀殺条二等を減ず。子・孫之祖父母・父母、妻妾之夫之祖父母・父母における、右之仕形有レ之者は減ぜず。

若人之毒殺せんと欲するによつて為に薬を買ひ及び和合与レ之ものは、謀殺加功を以論ず。商戸情を知り毒薬を売ものは本人と同罪、死に至ては一等を減ず。知らざる者は坐せず〈若商戸利を貪り容易人に毒薬を売、因て人命を成す事をいたす者笞五十〉。

8　盗賊を殺

凡、強盗人を殺すもの無レ論。若既に拘執に就已上、擅に殺る者笞一百。若付火いたすもの

9〔闘殴及故らに人を殺〕暴行致死、故意の殺人などの罪。謀殺は1条〈謀殺条〉、過失殺は12条〈戯誤過失殺傷条〉参照。
並に　以上のものは全て。
原謀するもの　「造意」と同義。ここは、人を殴る謀議の主唱者だが、致命傷を負わせなかった者の意。
殴殺を以剉抵す　「人を殴因て死を致すもの…剉首」という本条の規定により剉という刑を当てる、の意。「抵」は当てるの意。
原謀…流に処す　謀議の主唱者や致命傷を負わせた者が死んだ場合には、本条で剉首の罪にあたる者は刑を減じて流とする。「抵償剉首の本犯」は、剉首の刑罰で罪を償うべき犯人の意。
抵命　命をもって贖う罪にあたる。
頂心　頭の上。
顖門　幼児の前頭部の柔らかい所。
腰眼　灸穴の一つで、脊椎骨の上から十五個目左右一〇センチメートルほどの所。
10〔他物毒虫を以故に人を傷る〕薬物・毒虫を用いた傷害および傷害致死の罪。
九竅　人体にある九つの穴。口・両眼・両耳・両鼻孔・大小便の排泄口。→闘殴1。

を捕へ殺るもの准レ之〈笞一百無レ論之限にあらず。若未捕に就ずして殺すは臨レ時〉。

9　闘殴及故らに人を殺

凡、人を殴因て死を致すもの、手足・他物・金刃を分たず並に剉首。故殺〈臨レ時殺意を起し殺すものを云〉する者は斬。〇若倶に謀て人を殴因て死を致さば、致命之傷を成す者を以重罪と為し剉首、原謀するものは〈殴と不レ殴と分たず〉笞百遠流。其余は各笞一百〈若一時故殺之意を起すと雖、日を隔死に至るもの、幷に強殴せられ一時窮迫昏迷漫に殺機を起す者は、各殴殺を以剉抵す。若原謀及同殴傷重之人自分死せば、抵償剉首の本犯減等、流に処す〉。

独殴て死をいたす、其傷致命・不致命を論ぜず抵命に処すといへども、若倶に殴て傷皆致命即時身死すれば、最後下手重き者を以重罪に定。若事後死に到るものは致死之因何之傷に有るを察し定、若分明ならず、原謀同殴て亦致命重傷有ると幷同殴て先後軽重を知らざる者は、原謀人を以重罪に定。原謀人無き時は則初闘之者を以首に論じ、其抵償に当。致命傷左に掲。

頂心　顖門　太陽穴　耳竅　咽喉　胸膛　両乳　鳩尾
心坎　肚腹　臍腹　両脇　腎嚢　脳後　耳根
脊背　脊膂　両後脇　腰眼　幷頂心ノ偏左偏右　額顱
額角

10　他物毒虫を以故に人を傷る

凡、他物〈人を傷るべき物を云〉を以人之九竅中に入、若は故に人之服用飲食を去り、及び毒虫を用人を傷るもの、笞八十〈寒中に人之衣服を脱去し、饑渇之人に飲食絶しめ、高に登らせ梯を去るの類〉。若

傷〈笞八十より〉重く幷死を致る者は闘殺傷を以論ず。

11 車馬馳驟人を傷る

凡、街市等人多処、無レ故して車馬を馳驟いたし、及び無体に木石を押通し、若は家屋を指て、弾を放、箭を射、瓦礫を投げ、因て人を傷るものは凡闘傷に一等を減ず。死を致すものは笞百遠流。

12 戯誤過失殺傷

凡、殺傷するに堪る之事を以戯を為し因て人を殺傷し、及び闘殴によつて誤て傍人を殺傷いたす者は、闘殴条によつて論ず。○若人を謀故殺せんと欲して、誤て傍人を傷るものは闘殴傷によつて罪を定、誤て殺すものは故に人を殺と云を以論ず。

若戯に津河水深きを許て浅と云ひ、泥濘なるを許て平地也と云ひ、及橋梁朽、船漏之人を渡すに堪へざるものを許て朽漏ならずと云ひ、人おして過渡せしめ因て陥溺死傷に到らしむる者は、亦闘殴条によつて論ず。○若過失によつて人を殺傷いたすは、闘殴条之罪に准じて贖を収、死傷之家に給す〈名例開く処の贖数を照す〉。

過失とは、耳目之所レ不レ及、思慮之所レ不レ至を云。禽獣を射期せず誤て人を殺傷いたし、或は高に登り足跌て同行に累及し、馬に乗馬驚き走り、車を捨て坂を下る勢ひ止る事能わず、或は倶に重き物を挙て力堪へ〔ず〕して因て同く挙るものを殺傷いたし、初より人を害する意無く偶人を殺傷する類、闘殴条之罪に准じて贖を収、死傷之家営葬及び医薬之資料に給す。若一人にて二人を殺傷すれば、二人之贖を収、均く二家に給す。若二人にて一人を殺傷せば、二人おして分て一人之贖を出さしむ。

闘殺傷を以論ず 闘殺は人命9、闘傷は闘殴1。

11〔車馬馳驟人を傷る〕

馳驟 馬や馬車で駆けまわること。

凡闘傷 →闘殴1。

12〔戯誤過失殺傷〕 過失による殺傷。謀殺は1条(謀殺条)、故殺は9条(闘殴及故らに人を殺条)参照。

殺傷するに堪る之事 人を殺傷する危険のある行為。

闘殴条 闘殴殺の場合は人命9、闘殴傷の場合は闘殴1。

闘殴傷 →闘殴1。

故に人を殺と云を以論ず →人命9。

泥濘 泥沼。

過渡 わたること。

闘殴条之罪に准じて贖を収… 闘殴1に定められた本刑を名例1によって贖に換える。

捨て 大全「推て」。

其狂疾によつて人を殺傷するもの准レ之。

13 人を威逼して死を致す

凡、事故有りといへども、無体に威勢を以人を譴責し、因て其人逼て自ら死を致す者は笞八十、埋葬料十貫文を収、死者之家に給す〈若初より威逼之情状有るにあらずに、其人小気、自分逼て軽レ生死をいたす者は此限にあらず〉。○伯叔父姑・兄・姉におゐて右之仕形有レ之、死を致さしむるものは刎首。○若姦事によつて〈姦成る不レ成とを分たず〉縦に人〈本婦・本夫・父母・親属を分たず〉を窘辱、死を致させる者は斬。

14 人命内済

凡、祖父母・父母及夫、人に殺され、讐を忘〈官に不レ告〉内済いたす者、笞六十徒一年。外祖父母・伯叔父姑・兄・姉は笞八十。若卑幼人に殺され尊長内済いたすは笞五十。常人人命内済いたすものは笞三十。若財を受右之仕形有レ之者は、贓を計、枉法に準じ〈内済枉法〉、重に従て論判。

狂疾 精神病。

13〔人を威逼して死を致す〕 人を威嚇(威逼)し、死にいたらしめた場合などの罪。

逼て あわてて。

小気 気の小さいこと。

窘辱 苦しめはずかしめること。

14〔人命内済〕 殺人事件を内済した場合の罪。

内済 当事者だけでうちうちに事件を処理すること。

卑幼・尊長 世代が上の者が尊、下の者が卑、同一世代の血族で年齢が上の者が長、下の者が幼。

常人 親族関係にない一般の人。

枉法 →受贓1。